

砂川中学校 スクールバス利用の手引き（素案）

修正版（12月20日時点）

※内容変更箇所 5、8ページ



砂川市教育委員会 学校再編課 学校再編係

（令和5年度版）

1 運行の基本方針

- 砂川市スクールバスの運行及び管理に関する要綱に基づき、旧石山中学校区に居住する生徒に対し、地域ごとに停留所を設け、3経路を基本にスクールバスを運行します。
- スクールバスを利用するためには、砂川市教育委員会へ申請が必要です。また、申請が許可された後、スクールバス乗車証（9ページの資料①に添付）を配布しますので、乗車の際には必ず運転手に提示し、乗車証に記載の番号を運転手に口頭で伝えること。
- 年度途中での経路の変更などは原則しませんが、利用生徒数や道路事情などにより、やむを得ず経路や運行時刻を変更する場合がありますので、ご理解、ご協力をお願いします。
- スクールバスは、委託業者が運行し、添乗員の乗車は原則ありません。



2 スクールバスの利用申請について

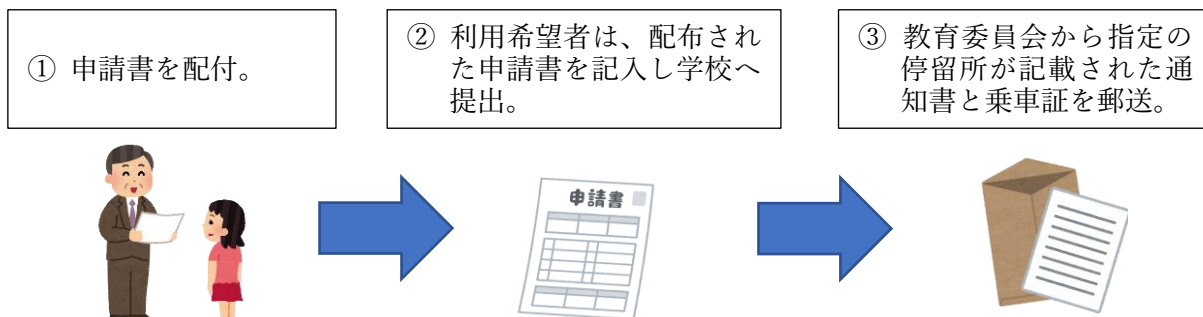
○ スクールバスの利用申請

- ・ スクールバスを利用する場合は、砂川市スクールバス利用申請書（9ページの資料①に添付）を学校へご提出ください。（毎年申請が必要！！）

○ スクールバスの利用対象者

- ① 旧石山中学校の通学区域(空知太・北光小学校区)に居住する生徒
- ② 部活動に入部しており、活動のために利用が必要となる生徒

○ 利用申請の手順



○ 申請する際の注意事項

- ・ 申請書の内容変更（転居で対象又は対象外となったなど）や利用を停止する場合は、「砂川市スクールバス利用変更申請書」を学校へ提出してください。

※ 申請書の様式は学校から配布いたします。
申請様式は9ページの別添資料①にありますので参考にご確認ください。

3 利用に関する注意事項

スクールバスの運行には保護者の皆様のご協力が必要不可欠です。下記の注意事項を守り、生徒たちが安全かつ気持ちよく、毎日の学校生活を送れるようご協力をお願いいたします。

○ 運行経路・停留所について

- ・ 資料②のとおり

○ 運行時刻について

- ・ 資料②に各経路の基本運行予定表を記載しておりますが、学校行事や特別日課などで時刻が変動する場合がありますため、毎月、学校から配布する運行予定表を必ずご確認ください、ご利用ください。

○ 利用について

- ・ 利用する各経路の停留所及び時刻を必ずお確かめください。
- ・ 毎月学校から配付される運行予定表を必ずお確かめください。
- ・ スクールバスは、居住地から近い停留所と学校との往復としておりますので、他の経路や異なる停留所の乗降車は原則できません。
- ・ スクールバスは、基本的に運行予定表どおりに運行しますが、豪雨や暴風雪などの悪天候、また、その日の道路状況及び交通事情により、予定どおりの運行とならない場合がございますので、予めご了承ください。
- ・ バス委託業者や学校の再三の指導にもかかわらず、マナーが守られないような場合は、安全管理上、やむを得ずスクールバスに乗車させず、保護者の責任において登下校をお願いする場合があります。

○ 乗降車時について

- ・ 停留所には、発車時刻の3分前を目処に待機してください。
- ・ スクールバス利用対象外の者が車内に入ることが無いよう、防犯対策として必ず乗車証を提示し、乗車証に記載の番号を運転手に口頭で伝えること。
- ・ スクールバスは基本的に公共の乗り物と同様に定時運行となりますので、乗り遅れた場合は、保護者の責任で生徒を学校まで送り届けるようお願いいたします。

○ 運行時について

- ・ 車内の温度調節には注意を払っていますが、乗車時間の長短や、その日の体調などにより、車内の冷暖房調整だけでは対応しきれない場合もあることをご理解ください。
- ・ 車内での飲食物（朝食、お菓子など）の持ち込み及び飲食はできません。ただし、学校で許可されている水筒などの持ち込みや水分補給は可とします。
- ・ 安全対策や乗車指導の一環で、座席を指定・変更することがありますのでご協力ください。
- ・ 利用生徒の過失で車両もしくはその他設備等を破損させた場合は、現状を回復するのに要した費用は保護者負担となりますので、ご了承ください。

○ 連絡について

- ・ スクールバスを利用しない場合は、学校などに連絡の必要はありません。
- ・ 当日、バスに乗り遅れて、遅刻することが明らかな場合は学校へ連絡し、各ご家庭の責任において登校をするようお願いいたします。

○ 臨時運休・遅延について

- ・ 登下校便ともに、臨時運休や大幅な遅れが発生した場合には、現在ご登録いただいている一斉メール配信システムで学校から連絡します。
また、連絡は可能な限りバスの出発前に周知いたしますが、事故など突発的な事由については、出発後の連絡となることをご理解ください。

なお、道路状況による多少の遅延の場合は、都度の連絡はしませんのでご了承ください。

- ・ 急な悪天候でバスの遅延及び停留所で待つ生徒に危険が生じる可能性がある場合は、教育委員会などが各停留所に急行することを基本としますが状況によっては、地域の方にご協力をいただき、近隣施設の開放や、現場の状況確認などを行えるように地域と連携し対応します。

○ その他

- ・ 乗り物酔いをしやすい方は、酔い止め薬やエチケット袋を持参するなど、各ご家庭でのご対応をお願いします。
- ・ 登校後、体調不良や怪我などで早退する場合にスクールバスは運行しませんので、ご了承ください。

4 事故や災害など緊急時の対応

○ 事故が発生した場合（7ページのフロー図参照）

- ① 生徒の安全確保を最優先に対応を行います。
- ② 生徒が負傷した場合などは、迷わず救急車を要請、負傷者の処置にあたる。
- ③ 関係機関に連絡し、状況を報告、応援を要請。学校・教育委員会が連携し、各担当は現場へ行き、状況を報告。
- ④ 一斉メール配信システムや電話で、保護者へ連絡し、代替の登下校手段をとるか、状況によっては保護者の方に迎えに来ていただくこともありますので、あらかじめご了承ください。

○ 災害が発生した場合（7ページのフロー図参照）

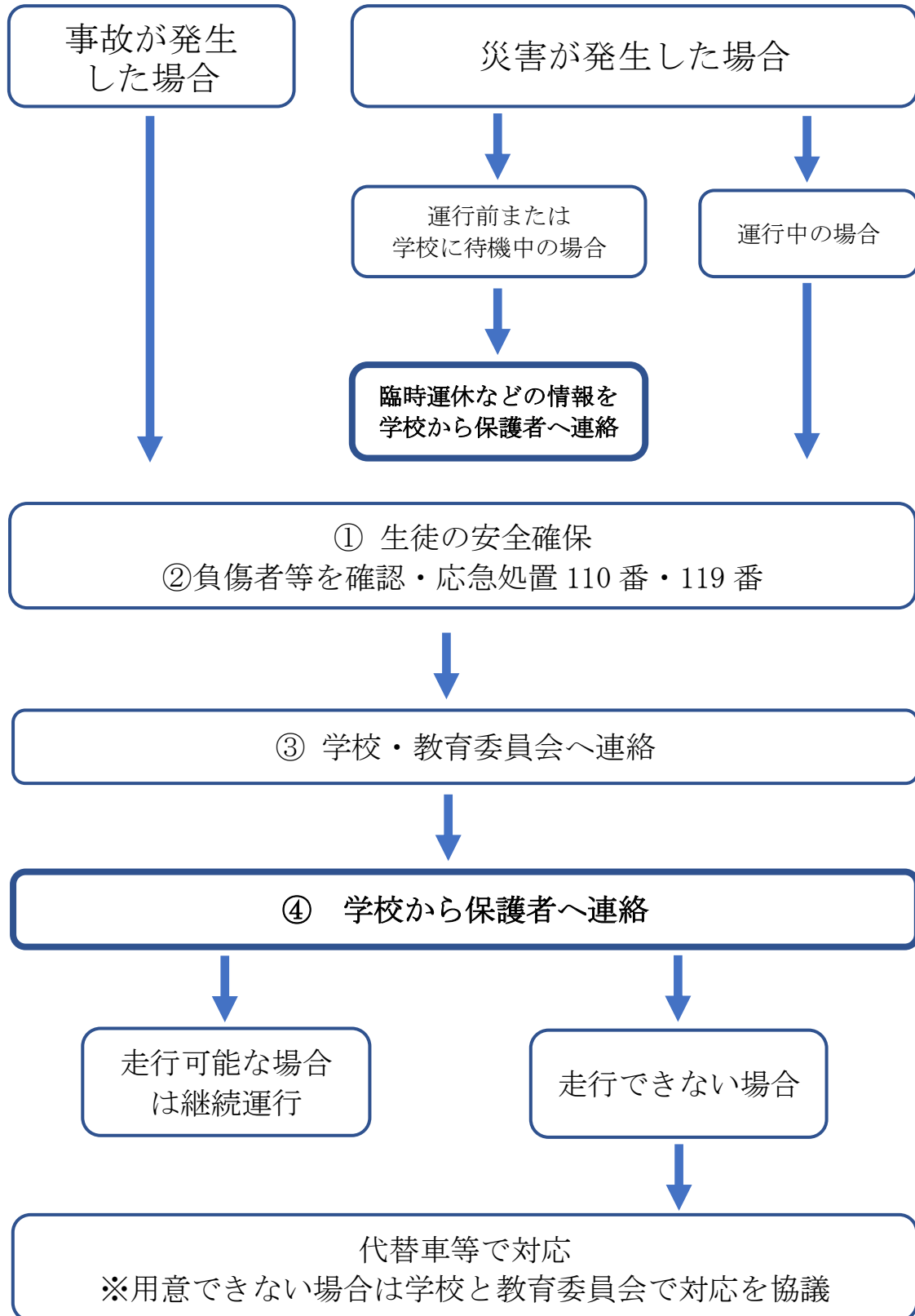
【バスの運行前や学校にいる場合に災害が発生した場合】

- ・ バスを運行するかどうかの判断を行った後、学校から保護者へ連絡します。

【バスの運行中に災害が発生した場合】

- ① 生徒の安全確保を最優先に対応を行います。
- ② 生徒が負傷した場合などは、迷わず救急車を要請、負傷者の処置にあたります。
- ③ 関係機関に連絡し、状況を報告、応援を要請。学校・教育委員会が連携し、各担当は現場へ行き、状況を報告。
- ④ 一斉メール配信システムや電話で、保護者へ連絡し、代替の登下校手段をとるか、状況によっては保護者の方に迎えに来ていただくこともありますので、あらかじめご了承ください。

○ 緊急時の連絡体制のフロー図



5 スクールバス利用のきまり（生徒用）

○ 乗車前

- ・ 停留所には出発時刻の3分前を目処に待機し、地域の人迷惑にならないよう、大声で騒いだりせず静かに待つこと。
- ・ 乗り遅れたときは、原則自宅へ引き返し、保護者へ連絡すること。
- ・ 停留所まで自転車で来る生徒は、道端などに止めず、必ずサイクルスタンドに自転車を入れてから乗車すること。また、盗難などについては、自己責任となるので必ずカギをかけること。
- ・ 乗車の際は必ず乗車証を提示し、乗車証に記載の番号を運転手に口頭で伝えること。

○ 運転中

- ・ 席に着いたらすぐにシートベルトをし、発車をしたらむやみに立ち上がらないこと。
- ・ 車内では、マナーを守ること。(以下禁止事項の具体例)
 - ① ジュース、ガム、お菓子などの持ち込みと飲食
 - ② ゲーム機や音楽プレイヤーなど学校に不要な物の持ち込みと使用
 - ③ バスや座席の破損、落書き（場合によっては、修理費を弁償してもらいます）
 - ④ 乗車中にふざける、座席を離れる、窓から顔や手を出すなどの危険な行為
- ・ 補助席は使用しないこと。
- ・ 体調が悪くなった場合は、バスが停止した際に運転手に報告するか、近くの生徒へ伝えること。

○ 降車時

- ・ バスが完全に停車するまで、立ち上がらないこと。
- ・ 忘れ物がないか、しっかりと確認すること。

新型コロナウイルス感染症について

※新型コロナウイルス感染症対策のため、車内ではマスクを必ず着用し、会話は極力控えるようご協力をお願いします。また、自宅で検温及び体調の確認をし、発熱など風邪症状がある場合は、登校せず、学校へ連絡しましょう。

保護者の皆様へ

ご家庭におかれましても、スクールバス利用のきまりについて、ご指導・ご協力をいただきますようお願いいたします。